

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年（令和11年3月31日まで） |
| 有効期間 | 一種（令和11年3月31日まで） |

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁運発第20号
令和6年2月2日
警察庁交通局運転免許課長

運転者に対する講習において交通事故の被害者等の声を紹介することについて（通達）

みだしの件については、「運転者に対する講習において交通事故の被害者等の声を紹介することについて」（平成31年3月22日付け警察庁丁運発第54号）により、安全運転意識の向上につながる運転者教育を推進しているところであるが、依然として、飲酒、速度超過等の悪質危険な運転による悲惨な交通事故が後を絶たない状況にあることから、各都道府県警察にあつては、引き続き、運転者に交通事故の悲惨さを理解させ、自身の安全運転意識を向上させる交通安全教育を積極的に推進されたい。

なお、前記通達は廃止する。

記

1 目的

各種講習において、交通事故の被害者・遺族・加害者（以下「被害者等」という。）の声を紹介することにより、運転者に交通事故の悲惨さを理解させるとともに、自身の安全運転意識・行動を向上させる。

2 具体的手法

各都道府県の実情に応じ、交通事故被害者団体と連携するなどして被害者等の協力を得るとともに、各種講習受講者への教育効果を高めるために適切な手法を選択すること。

なお、下記(1)から(3)は例示であり、被害者等の感情を最大限に考慮した上で、各都道府県の実情に応じ、適切な手法を用いること。

- (1) 被害者等による講話の実施
- (2) 被害者等が出演する視聴覚教材の活用
- (3) 被害者等が作成する手記の活用

3 実施の場面

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習、若年運転者講習、高齢者講習の受講者に対する実施について検討すること。

4 効果の確認

この手法による教育を実施した場合は、受講者に交通事故の悲惨さを理解させるの

に役立っているか、及び受講者が心底から反省する契機となるような感銘を受けているか等について、適宜の方法により確認し、必要に応じて手法の改善を図ること。